

川口市における麻しん・風しんPCR検査の実施について

麻しん・風しんが疑われる患者を診察した場合、診断に必要な抗体検査等は各医療機関の検査科・民間検査機関等を利用して実施して下さい。

川口市保健所で行う検査は、PCR検査（ウイルスの遺伝子型の確認）のみです。

患者受診 → 麻しん・風しんの疑い



※参考・医師による麻しん届出ガイドライン 第5版

・医療機関における風しん対策ガイドライン

・感染症法に基づく医師の届出のお願い（厚生労働省ホームページ）

→届出基準をご確認下さい。

保健所閉庁日も連絡可能です

1 川口市保健所 疾病対策課感染症係へ連絡 TEL 048-423-6726

届出基準等を確認し、PCR検査実施の可否をご相談。

・臨床診断例、検査診断例か。

・患者の症状、経過、渡航歴、麻しん・風しん患者との接触歴、予防接種歴など。

診察終了前にご連絡下さい

2 感染症法に基づく発生届の提出（麻しん又は風しん）→直ちにFAXによる届出

届出先：疾病対策課感染症係 FAX 048-423-8922

届出様式：川口市保健所ホームページよりダウンロード可

3 PCR検査のための検体等を準備

① 検査票（病原体） 川口市保健所ホームページよりダウンロード可

② 検体 ・血液（全血2ml） EDTA又はクエン酸入り採血管を使用
（ヘパリン入り不可）

・咽頭ぬぐい液 綿棒で咽頭をぬぐい、乾燥させないように少量の生食を入れ、滅菌スピッツに入れる。

・尿（10ml程度） 滅菌スピッツ等を利用

※各医療機関にあるスピッツ等をご利用下さい。

4 検体回収

PCR検査は、埼玉県衛生研究所へ依頼。検体搬送の調整後、川口市保健所の職員が回収。（保健所閉庁日は、調整・回収に時間がかかる場合があります。）

5 検査結果報告

川口市保健所から電話で医療機関へ連絡。患者さんへの結果説明は、医療機関の医師による。

※陽性の場合、保健所から患者へ接触者調査を行うため、保健所から連絡があることを伝えて下さい。陰性の場合、総合的状況を踏まえ、麻しん・風しんではないと判断されましたら、発生届の取り下げにご協力下さい。